

地方議会活性化シンポジウム2021

配布資料

令和3年11月19日(金)

主催:総務省

共催:全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会

目次

■プログラム	1
■基調講演 資料	
磯崎 初仁 氏（中央大学副学長、法学部教授）	2
■パネルディスカッション 資料	29
青木 謙順 氏（三重県議会議長）	32
早苗 豊 氏（北海道芽室町議会議長）	39
目黒 章三郎 氏（福島県会津若松市議会議員）	58
是住 久美子 氏（愛知県田原市図書館長）	69
羽生 雄一郎 氏（全国市町村国際文化研修所調査研究部長 兼 京都大学公共政策大学院特別教授）	84

プログラム

- 14:30 開会・総務省挨拶 総務大臣 金子 恭之
- 14:35 基調講演 「政策に強い議会」をつくるーその戦略と手法
磯崎 初仁 氏（中央大学副学長、法学部教授）
- 15:35 休 憩
- 15:45 パネルディスカッション 「令和時代を担う地方議会 ～調査研究・政策立案機能の充実に向けて～」
- コーディネーター 只野 雅人 氏（一橋大学大学院法学研究科教授）
パネリスト 青木 謙順 氏（三重県議会議長）
※五十音順 是住 久美子 氏（愛知県田原市図書館長）
早苗 豊 氏（北海道芽室町議会議長）
羽生 雄一郎 氏（全国市町村国際文化研修所調査研究部長
兼 京都大学公共政策大学院特別教授）
目黒 章三郎 氏（福島県会津若松市議会議員）
- 17:05 質疑応答 質問者 外崎 浩子 氏（宮城県議会副議長）
宮本 恵子 氏（大阪府堺市議会議員）
酒元 法子 氏（石川県能登町議会議長）
- 17:30 閉 会

基調講演

「政策に強い議会」をつくる —その戦略と手法

磯崎 初仁 氏

中央大学副学長、法学部教授

地方議会活性化シンポジウム2021

「政策に強い議会」をつくる —その戦略と手法



写真：議場のいろいろ：金沢市と小金井市の場合（Google画像より）



日時：2021年11月19日(金) 14:35～15:35
場所：東京グリーンパレス
講師：磯崎初仁(中央大学法学部)

本日の講演の骨子

I 地方議会の機能と政策形成

- 1 議会の機能と改革
- 2 地方議会の権限と政策形成機能

II 議会の政策形成機能の強化 —4つの戦略

- 1 議員の政策力の強化
- 2 議員間討議の拡充
- 3 議会内の政策検討の体制づくり
—合意をどう形成するか
- 4 住民・有識者の意見反映・活用

III 政策形式ごとの審議のポイント

- 1 基本計画の審議
- 2 予算案の審議
- 3 条例案の審議

[補論] 議会事務局の役割

- 1 議会事務局に求められるもの
- 2 議会事務局の機能強化

I 地方議会の機能と政策形成

1 議会の機能と改革

1) 議会の2つの機能

- ①**政策形成機能**: 条例制定等によって議会自らが自治体の政策をつくる役割
- ②**行政監視機能**: 執行機関の活動を監視し、是正・抑制する役割

2) 今後の方向

① 諮問型議会から「政策形成型議会」へ

～ 首長の提案議案を審議するだけでなく、自ら問題を投げかけ、政策をつくり出すことが重要 ex, 議員提案による政策条例づくり

② 自律型議会(閉鎖型議会)から「協働型議会」へ

～ 議会に対する住民参加を促進するよう努力することが重要

3) 議会改革の試み

① 議会基本条例の制定

～ 議会の責務、政策形成機能の強化、開かれた議会運営等を条例化

cf, 合計797自治体(44.6%)

【内訳】道府県31(66.0%)、政令市16(80.0%)、特別区2(8.7%)、市461(59.8%)、町村287(31.0%) (2017年4月1日時点) (出典)自治体議会改革フォーラムHP

② 対面式議場への改変

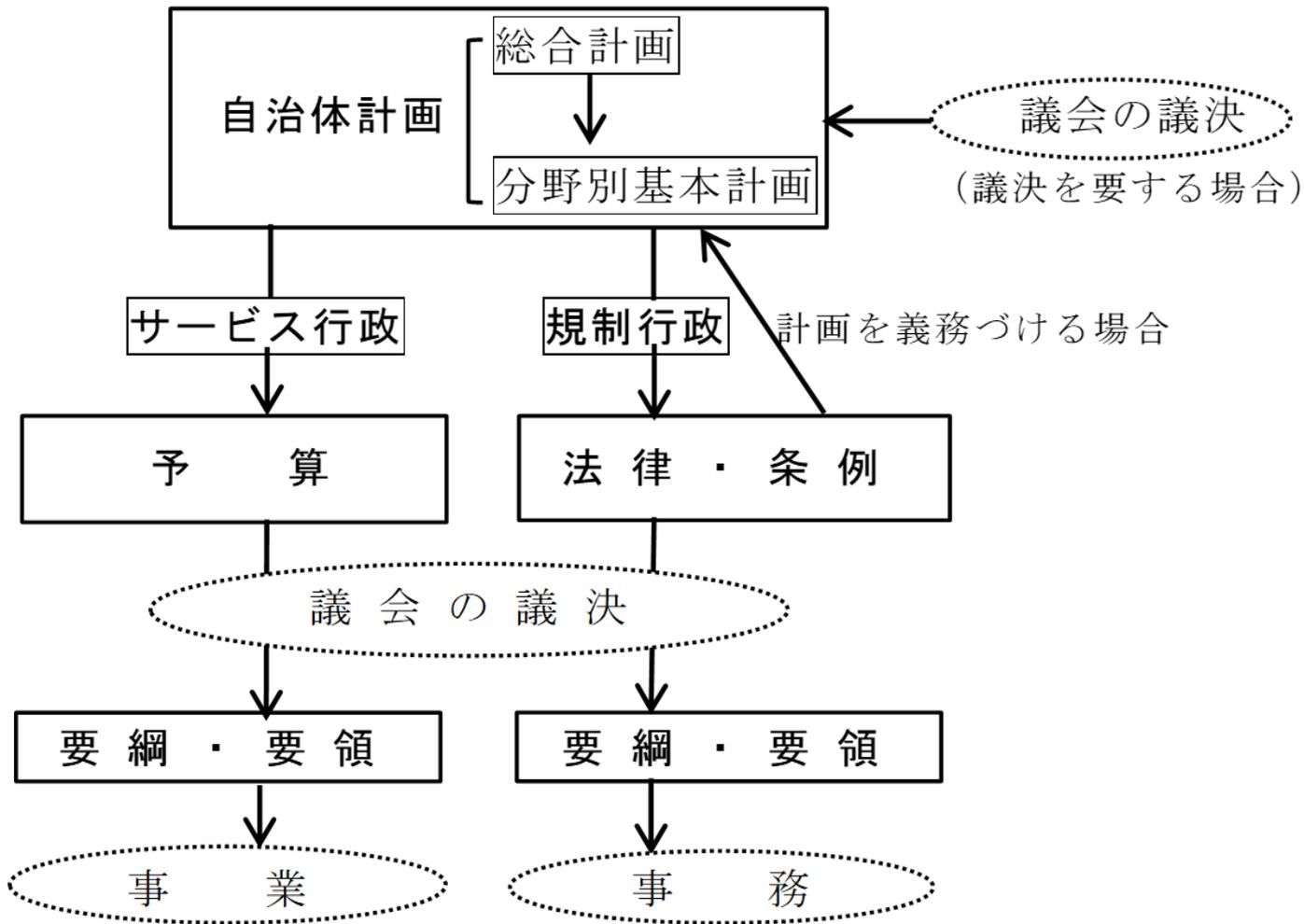
③ 一問一答制の導入と審議の活性化

2 地方議会の権限と政策形成機能

図表1 議会の権限

区分	権限	法的根拠	内 容
1)議決権	①必要的議決事件	§ 96 I	①条例、②予算、③税の賦課徴収、④重要な契約の締結、⑤財産の交換等、⑥権利の放棄、⑦訴えの提起など
	②任意的議決事件	§ 96 II	条例で定める事項(総合計画の策定、各種基本計画の策定、友好都市協定の締結など)
2)監視権・調査権	①検査権・監査請求権	§ 98,252-40	事務の管理、議決の執行・出納を検査、監査委員に対する監査・報告の請求
	②調査権	§ 100	事務に関する調査、関係人の出頭・証言・記録提出を請求 cf,100条調査権＝法的強制力あり
	③同意権	§ 87,145,179 IIIほか	長の期限前の退職、副知事・各種委員等の任命
3)その他	①選挙権	§ 97 I ほか	議長等の選挙、法律等に基づく選挙
	②意見表明権	§ 99,206,124,109IVほか	国会や関係行政庁に意見書を提出
	③自律権	§ 120,134 II ほか	会議規則の制定等により議会の組織・運営を律する

図表2 自治体の政策形式と議会の権限



図表3 政策形式ごとの権限の配分

区分	自治体計画		予算		条例		要綱・要領	
	提案	決定	提案	決定	提案	決定	提案	決定
首長・執行 機関	○	○	◎	×	○	×	◎	◎
議会	△条例 あると き	△条例 あると き	×	◎修 正も可 能	○	◎	×	×

(注) ◎＝権限を専有、○＝権限を併有、△＝場合により権限あり、×＝権限なし、を示す。なお、長には専決処分権（179条1項）が認められているが、例外的な措置のため、ここでは含めていない。

図表4 人口減少時代の自治体行政－4つの方向性

キーワード	地域の課題	重要化する政策・条例
1)コンパクト (縮減)	①市街地の縮小、スポンジ化対策	立地適正化計画、空き家利用条例
	②街なか居住支援、公共交通の維持	公共交通網形成計画、地域交通条例
	③高齢者が暮らせる街	地域包括支援センター、小さな拠点
2)リニューア ル(再生)	①農地の荒廃、所有者不明森林の対策	所有者不明土地法、森林経営管理条例
	②公共施設の縮小、地域交通の再編	立地適正化法、交通まちづくり条例
	③地域の個性・魅力の再生	歴史まちづくり法、里づくり条例
3)コミュニティ (協働)	①行政機能の縮小、公務員の削減	コミュニティ組織への業務委託
	②一人世帯の増加、家族機能の低下	小さな拠点、ご近所の底力育成条例
	③自治会・町内会の支援・機能拡大	コミュニティ条例、施設の地域経営化
4)ボランタリー (自主)	①NPO・互助型の社会システムづくり	NPOの支援、行政との協働促進
	②寄附の促進、遺産の活用・財団化	寄附税制の工夫・活用、遺産活用
	③ボランティア公務員の増大	公務員法の見直し、多様な職員条例

(出典) 磯崎初仁作成

図表5 ウィズコロナ時代の自治体行政の課題

方向性	具体的課題
①非接触型サービスや非対面型行政への転換	<ul style="list-style-type: none"> ・介護、保育、学校教育、病院など、対人サービスをどこまで非接触型に転換できるか ・住民登録、税務、公共料金、許認可等の業務について窓口申請等を減らして非対面型に転換
②デジタル化やAI・ロボティクスの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・①国・地方を通じた行政手続のデジタル化、②自治体の情報システムの標準化、③AI等の活用、④人材面での対応、⑤データの利活用と個人情報保護制度の共通化(第32次地方制度調査会答申(2020.6)より)
③法制度や施策など行政システムの分権化	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体自身が法制度をつくる権限を持つ「立法分権」を進める ・ウィズコロナ時代の複雑な課題に対応するため、総合的・分権的な行政体制に転換
④集中型・都市型から分散型・地方型の社会構造への転換	<ul style="list-style-type: none"> ・対人接触の伴う大都市の集住型の生活様式から、リモートでの業務や社会活動の拡大により、地方移住・田園回帰の流れをつくる ・この機会を生かした農林漁業への人材紹介と振興
⑤コミュニティやNPOの地域活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・個人や家庭の孤立、育児・介護放棄、DV等の「家庭リスク」に対して、コミュニティ組織や地域NPOが支援や見守りを行う ・「3密」を回避しながら、配食サービス、健康づくり、スポーツ活動、祭り、見守り等を行う

(出典) 磯崎初仁作成

図表6 議員提案にふさわしい政策課題

課題区分	課題例
①自治体運営の基本方針	自治基本条例の制定、住民参加の推進、まちづくりの方向性、地域包括ケアの推進
②新しい政策課題への対応	防災・防犯のまちづくり、食育の推進、空き家対策、ごみ屋敷対策
③人権擁護の課題	障害者との共生、児童虐待の防止、性的多様性の保障(LGBTとのパートナーシップ)
④地域密着・産業振興の課題	農山村の振興、中小企業の支援、地場産業の育成
⑤行政活動の統制	議決事件条例、職員不祥事防止、公共施設の更新計画、第三セクターの適正化

Ⅱ 地方議会の政策形成の強化－4つの戦略

1 議員の政策力の強化

***政策力**＝①政策の基礎知識(政策の視点や枠組みに関する知識)、②政策の実務知識(個別の政策分野や行政実務に関する知識)、③政策問題への応用力(問題を分析し対応策を考える力)の3つ

①議員活動を行う中で養成する＝一種のOJT(on the job training)

【例】地域住民の陳情→担当課に問い合わせしたり、議会での質問を行うとともに、問題がなぜ生じているか、法制度はどうなっているか、などを調査

②議会や党派として議員研修(共同研修)を実施

講演会形式で半日程度の議員研修会を実施している自治体は少なくないが、もっと議員研修(集合研修)を充実させるべき

③議員個人として自己学習に取り組む

- 1) 個人的な学習＝テキストを読んだり、過去の政策や全国の自治体の政策を調査
- 2) 外部の研究会や学会に参加＝自治体学会、公共政策学会などに参加
- 3) 大学での学習・研究＝週に2～3日、2年間通学し、修士号を取得し、学位論文をまとめて議員活動に生かす

図表7 自治体議員の集合研修のイメージ

年次	講座	講義	演習	日数	
1年目	自治制度論	自治制度、自治体の機構、住民参加等	グループ演習	2日	計 10日
	政策形成論	政策の意義、政策過程、政策評価等	同上	2日	
	自治体法務論	法律と条例、条例制定権、行政訴訟等	同上	2日	
	自治体財務論	予算、決算、監査、公共施設等	同上	2日	
	議会運営論	議会会議規則、委員会制度等	同上	2日	
2年目以降	次の講座から順次選択(各講義+演習で構成)。 <制度系> 条例立案論、予算評価論、住民協働論、広域行政論等 <政策系> 都市政策論、環境政策論、地域振興論、福祉健康政策論、教育政策論、防災政策論等 <課題系> 特定課題を設定し、各議会から推薦された議員でグループ研究(半年または1年)を行い、報告書をつくる			各2日	年2講座、4日以上

(出典) 磯崎初仁『自治体議員の政策づくり入門』イマジン社、2017年、121頁

2 議員間討議の拡充

★議会の最大問題＝執行機関への質問・追及が中心(質疑主義)、議員間の討議が限られている→議員間討議を中心にする

①議員提案の議案を増やす

～条例案の議員提案、予算や総合計画の「修正案」の提示

②「議会の意見書」の作成(決議)と提出

- ・各議員の一般質問が一巡した後に、重要事項を議会の意見書(「当面の施策事業に関する意見書」など)として決議し、執行機関に提出
- ・予算編成時期に議会としての意見書(「〇年度当初予算編成に関する意見書」など)を決定し、執行機関に提出

③重要議案の採決前に「議員間討議」を行う

【例】・委員会審議～議案への意見決定の前に委員間で討論する

- ・本会議審議～議案表決の前に、①各会派の意見表明→②相互の質疑応答→③表決に(現在の「討議」は意見表明のみ)

④執行機関職員の出席を限定、出席させる場合は実質的な議論を

3 議会内の政策検討の体制づくりー合意をどう形成するか

議員の政策づくり＝同僚議員の賛同が重要

★議員＝相互に住民の支持を競い合うライバル関係にあるため、「出る杭は打たれる」ことになりがち。

→どうやって同僚議員の賛同を調達するか

①会派を核にして政策づくりを進めること

～会派内で定期的な勉強会を開いたり、継続的な調査研究を行う

【例】有識者にアドバイザーを委嘱して条例づくりの検討会を行う

②委員会を拠点にして政策検討の習慣をつくること

～委員会で講師を招いて勉強会を行ったり、議員提案条例をつくるための研究会を開催

③問題意識を共有する議員間で勉強会等を行うこと

～定数の12分の1以上の議員が賛同すれば議案を提出できる

→条例案や予算修正案を提案することも可能

<議員による政策案の検討方式>

- ①議員主導型＝議員個人が条例案を作成し、他の議員の賛成を得て議会に提案する場合
- ②会派主導型＝会派が中心となって条例案を作成し、議会に提案する場合
- ③検討組織主導型＝議会内に会派横断型の検討組織を設置し、これが中心になって条例案を検討する場合
- ④外部連携型＝外部の住民、NPO、有識者、シンクタンク等の支援を受け、あるいは連携して条例案を検討する場合

検討方式		利点	問題点
1.議員主導型		議員だれでも取り組める	他の議員の賛成が得られにくい
2.会派主導型		踏み込んだ検討が可能	他の会派との合意形成が困難
3.検討組織主導型	①議員有志型	設置しやすい	方針決定後の合意形成が困難
	②会派代表型	方針決定後の合意形成が容易	設置までと設置後の合意形成が困難
	③議員全員型	方針決定後の合意形成が容易	設置までと設置後の合意形成が困難
	④委員会型	正式の検討と審議が可能	弾力的な運営が困難
4.外部連携型		住民や専門家の意見を反映	時間や費用を要する

(出典) 磯崎初仁『自治体議員の政策づくり入門』イマジン社、2017年、123頁

4 住民・有識者の意見反映・活用

①公聴会・参考人の制度を活用

- ・**公聴会制度**＝「会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる」
 - ・**参考人制度**＝「会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる」（以上、地方自治法115条の2第1項、第2項）。
- ～実際にはあまり活用されていない。特に参考人制度はもっと活用すべき。

②議会内の政策検討会等に住民、NPO、有識者の参加を求める

- ・専門的知見の活用の制度（100条の2）～十分に活用されていない
- ・特別な制度を活用しなくても、議会・委員会・会派から報告者、助言者等として依頼する形で、外部人材の知恵と情報を活用すべき

③傍聴者等に質問・意見を述べる時間を設ける

- ・現状＝傍聴者がいても発言する機会はない
- ・正式の審議時間内では問題があるとするれば、その場で懇談会に切り換えて実施

④議員が現場や関係機関を訪問して、ヒアリングや意見交換を行う

～地域のイベントや会合に参加して住民の要望は聞いているし、遠隔地への視察は定例化しているが、今後、特定の議案や課題に関して地域内の現場を訪問し、関係者の話を聞くことを習慣化してはどうか。会派や委員会メンバーで調査・意見交換をしてもよい

Ⅲ 政策形式ごとの審議のポイント

1 基本計画の審議

1) 基本計画の決定権限

- 基本計画は、基本的には行政計画→首長の決定のみでよい
- 基本計画の策定等に議決を要する場合→首長と議員の両方が提案権を有すると解される。
→首長提案の計画案であっても議会は修正できる
- 実際には、執行機関の情報がなければ適切な計画案をつくれない→首長提案を受けて審議することが望ましい
- 基本計画案は通常の記事で表記されており、形式的な決まりもないため、その修正は比較的容易。→議会は、最も適切と思われる計画案に修正し、仕上げる義務がある。

2) 計画案の点検項目

- ①計画に目標と手段の両方が記載されているか
- ②目標は検証可能なものになっているか、必要な場合に数値目標が書かれているか
- ③手段は具体的か、財政支出の裏づけはあるか
- ④当該自治体の強み・弱みを反映しているか、他の自治体との比較を踏まえているか
- ⑤過去の政策評価や総合計画の達成度を踏まえているか

2 予算案の審議

- 1) 議会への提出書類＝予算書＋予算に関する説明書
＝費目ごとに歳出額・歳入額が示されるだけ
→主要事業説明書、予算要求資料(首長査定資料)等の提出を求める
- 2) 予算編成時期に議会で「○年度予算編成に関する意見」を決定(決議)
→これを反映していない予算案は否決または修正する
- 3) 予算案の審議のポイント
＜予算案の点検項目＞

着眼点	点検項目
有効性	①当該事業によってどれだけの効果(アウトプットとアウトカム)があると予測しているか、この予測は適切か
	②もっと効果を挙げるために改善すべき点はないか、支出額を増額する必要はないか
効率性	③当該事業の支出額について、適切に積算されているか、積算の根拠は適切か
	④支出額をもっと抑制するために改善すべき点はないか、支出額を減額する必要はないか
その他	⑤当該事業が総合計画などに位置づけされているか、総合計画との整合がとれているか

* 予算案の点検の難しさをどう克服するか

- 予算案の内容は膨大＋数字が中心→どこから検討してよいかわからない？
→所属する委員会所管の事業や関心のある分野について、**事業内容を示す資料**を要求＋「この支出額に見合う効果があるのか」等の疑問をぶつける
- 委員会では、質疑を踏まえて、**委員間で意見交換を行う**ことも重要。
- * 執行機関側も、国の補助要綱や前例に従って予算化しているだけで、**政策効果などを考えていないことが多い**→内容に立ち入って検討することが重要

4) 予算案の修正はどこまで可能か

- **減額修正**＝制限なし
- **増額修正**＝「議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、(中略)長の予算の提出の権限を侵すことはできない」(地方自治法97条2項)。

＝「**長が提出した予算の趣旨を損なうような増額修正**」はだめ

その判断は「増額修正をしようとする内容、規模、当該予算全体との関連、当該地方公共団体の行財政運営における影響度等を総合的に勘案して、個々の具体の事案に即して判断すべき」(総務省通知1977・10・3)。

【例】・予算案に**新たな款・項を加える**こと

・継続費、繰越明許費等に**新たな事業、事項を加える**こと

3 条例案の審議

1) 条例案の提案方法(4種類)

- ① **議員提案** = 議員定数の12分の1以上の賛成
→ 会派や研究会等の横断的グループで提案
- ② **委員会提案** = 所管事務に関する条例案を提出
- ③ **首長提案** = 特別の要件なし
- ④ **住民の直接請求** = 有権者の50分の1以上の連署

2) 条例案の審議

議会は条例案の修正できる。修正の必要がない場合でも、「付帯決議」によって執行の際の配慮や将来の見直しを促すことは有意義

< 条例案の評価基準 >

① 必要性	当該政策が必要か、他の手段で対応できないか
② 有効性	目的の実現にどこまで効果があるか
③ 効率性	どれだけの費用(コスト)を要するか
④ 公平性	住民間の公平や平等に適合しているか
⑤ 協働性	住民の参加やNPO等との協働に配慮しているか
⑥ 適法性	憲法や法律・条例に適合しているか

3) 条例制定権の意義と限界

◆自治体＝「条例」を制定する権限をもつ(憲法94条)

*ここでいう「条例」＝議会が制定する「条例」＋長が制定する「規則」

＝**自治立法権** ～ただし、権利の制限は条例のみ

【条例制定権の限界＝3つのハードル】

1) 憲法に反しないこと(人権の過度の制限でないこと)

～人権の制限は必要最小限度でなければならない

→「最小限」か否かの判断基準＝立法の合憲性判断基準(憲法で学ぶ)

2) (当該)自治体の事務に関するものであること

*旧・機関委任事務は「国の事務」＝条例制定は不可

→自治事務・法定受託事務は「自治体の事務」＝条例制定が可能

*都道府県条例＝広域・連絡調整・補完の3つの領域について制定可

市町村条例＝この3つの領域については制定不可

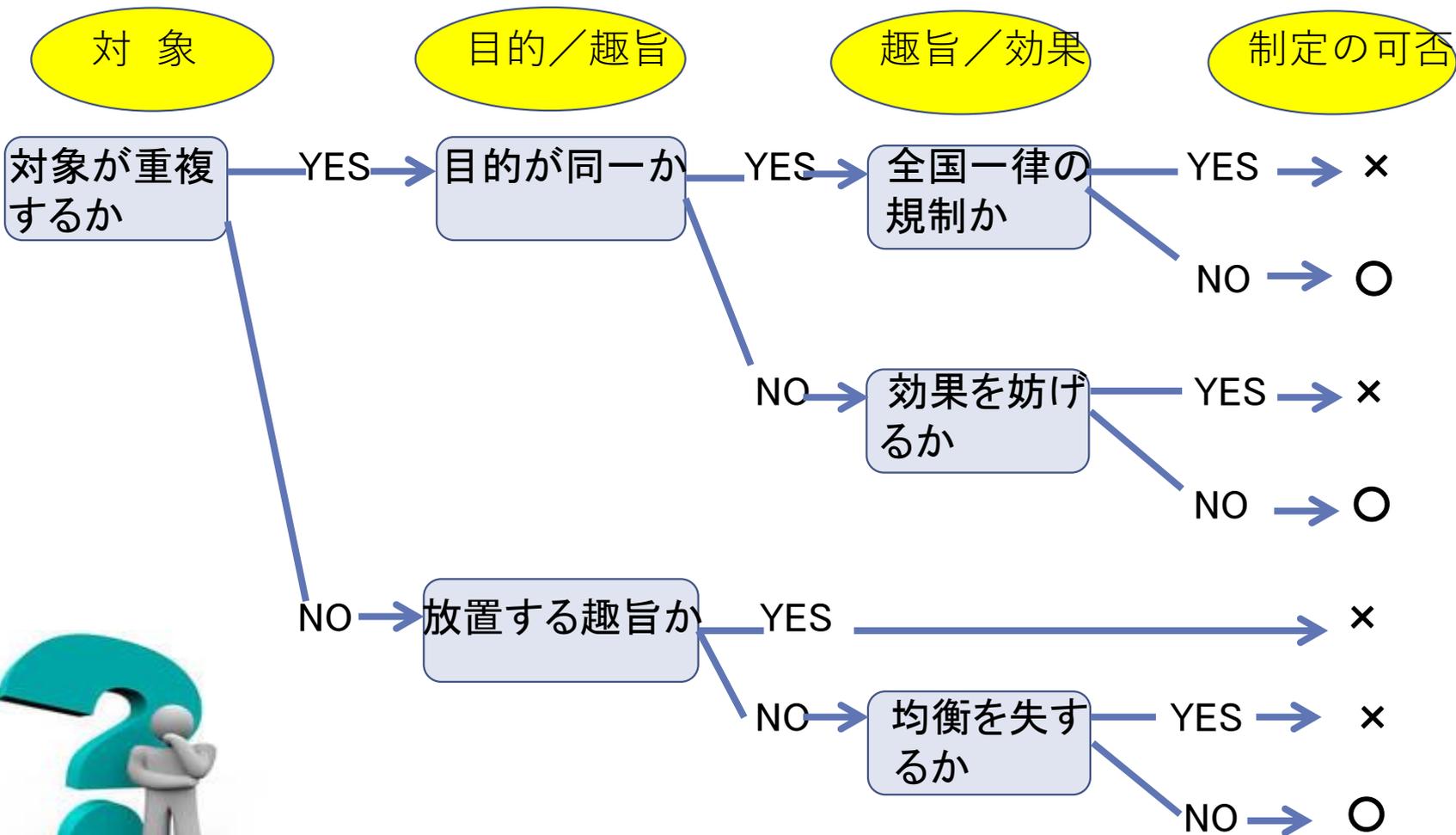
3) 法律の範囲内であること(法令に違反していないこと)

⇒最高裁:法令と条例の間に**実質的に矛盾抵触があるか否か**によって判断すべき

～「法令への抵触については、法令と条例の対象事項と規定文言を対比するだけでなく、**それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるか否かによって決すべき**」(徳島市公安条例事件判決・最判昭50・9・10)

←法律先占理論を否定・修正し、ケースバイケースで実質的な抵触の有無を判断するもの。
常識的な判断

図表8 条例の法律適合性の判断基準(最高裁の枠組み)



図表9 議員提案条例の状況(2009～15年度計)

区分		都道府県	市区町村	合計
提案件数	議員	222 (86.4%)	1,012 (89.6%)	1,234 (89.0%)
	委員会	35 (13.6%)	118 (10.4%)	153 (11.0%)
	合計	257 (100%)	1,130 (100%)	1,387 (100%)
議決件数	原案可決	220 (85.6%)	538 (47.6%)	758 (54.7%)
	修正可決	2 (0.8%)	44 (3.9%)	46 (3.3%)
	否決その他	35 (13.6%)	548 (48.5%)	583 (42.0%)
分野別可決件数	1)自治条例	0 (0.0%)	46 (7.9%)	46 (5.7%)
	2)基本条例	3 (1.4%)	18 (3.1%)	21 (2.6%)
	3)地域条例	12 (5.4%)	108 (18.6%)	120 (14.9%)
	4)振興条例	52 (23.4%)	163 (28.0%)	215 (26.7%)
	5)暮らし条例	108 (48.6%)	104 (17.9%)	212 (26.4%)
	6)人づくり条例	32 (14.4%)	53 (9.1%)	85 (10.6%)
	7)税条例	3 (1.4%)	4 (0.7%)	7 (0.9%)
	8)その他	12 (5.4%)	86 (14.8%)	98 (12.2%)
	合計	222 (100%)	582 (100%)	804 (100%)

(注) この議員提案条例は、議会関係条例を除いたものである。

(出典) 総務省「地方自治月報」56号～58号「議員提案による条例に関する調」(総務省HPから入手)から磯崎作成

[補論] 議会事務局の役割

1 議会事務局に求められるもの

- 「議会の政策提案機能や監視機能の強化が要請される今日、これに応えるためには、第一次的な補佐機関である**事務局の政策、法務にかかる調査機能の補助体制の整備など、質と量の両面にわたる整備が必要である。**」
- 「議会事務局の職員は当該自治体職員であり、**実質的には執行部人事と一体となった人事管理**がなされており、法律上議会事務局職員の任免権は議長にあるが、**議長の意向が反映されにくいのが実状である。**」

(出典)第3次都道府県議会制度研究会「今こそ地方議会の改革を」(2005年3月18日)

図表10 地方議会の議員と事務局職員の平均数(2013年現在)

自治体の区分	平均議員数	平均事務局職員数
町村(201~53,857人)	12.5	2.5
市区(~5万人)	18.3	4.6
〃(5~10万人)	22.1	5.9
〃(10~20万人)	26.9	8.6
〃(20~30万人)	32.5	13.2
〃(30~40万人)	37.6	15.8
〃(40~50万人)	40.7	18.1
〃(50万人~)	47.1	20.3
指定都市	61.5	45.1
都道府県(58~1316万人)	58.2	43.6



(出典)総務省「地方議会制度等について」2015年6月、Webから入手

◆事務局職員が各会派・議員の政策形成を補佐・支援することは妥当(可能)か？



【選択肢】

- a: 議会が政策形成機能等を果たすため、必要だし妥当だ
- b: 会派間・議員間の公平や職員の政治的中立性を確保するため、妥当でない
- c: 会派や議員の政策活動を補佐すると際限がないため、現在の事務局体制では、妥当でない
- d: その他

【私見】

- 1) 議会の政策形成機能の向上のためには不可欠。議員間・会派間で不公平のないよう**一定のルール**をつくったうえで、**次の補佐・支援をすべき**
 - ① 議員・会派の要請を受けて、先進例や判例などの**調査研究**を行う
 - ② 議員・会派による**研究会等に参加**して、情報提供や助言を行う
 - ③ 考えられる**選択肢を提示**したり、基本方針を受けて**条例文を点検**する
- 2) 政策形成の補佐・支援ルール(議長の下で決定)
 - ① 会派ごと・分野ごとに**担当者を決める**
 - ② 会派・議員が**政策検討計画**をつくり事務局とその補佐について協議
 - ③ 政策形成のプロセスごとに**議員と事務局の役割**を明確化

2 事務局の政策補佐機能の強化

1) 事務局の機能として政策補佐機能を明確化

～議員自身の政策能力向上が重要だが、議員は非常勤であり任期も限定されているため、法的・政策的な知識やノウハウには限界がある

→事務局職員が補完・支援することが重要

2) 職員数を増員し、政策調査課、政策法務班等の組織を整備

～都道府県や大規模市では、従来の調査課等の機能を拡充して、政策法務、法制執務等の立法補佐機能を強化する

3) 会派・政党ごとのサポート・スタッフを明確化する

～所属議員の多い会派では政務調査費の利用等により対応。非常勤職員として雇用、有識者と顧問契約を行うことも考えられる

ex, 某政令市のある会派との「政策法務顧問」契約



【参考文献】

- 礒崎初仁(2004-2007)「連載・自治体議会の政策法務(第1回～第32回)」月刊ガバナンス2004年8月号～2007年3月号
- 礒崎初仁(2018)『自治体政策法務講義(改訂版)』第一法規
- 礒崎初仁(2017a)『自治体議員の政策づくり入門—「政策に強い議会」をつくる』イマジン社
- 礒崎初仁(2017b)「『政策に強い議会』をつくる— 議会基本条例のその先へ」月刊ガバナンス2017年5月号
- 礒崎初仁(2019)「自治体議会の政策力をどう強化するか」月刊ガバナンス2019年6月号
- 礒崎初仁(2021)「立法分権のすすめ—地域の实情に即した課題対決へ」ぎょうせい
- 江藤俊昭(2007)『自治を担う議会改革—住民と歩む協働型議会の実現(増補版)』イマジン社
- 江藤俊昭(2012)『自治体議会学—議会改革の実践方法』ぎょうせい
- NHKスペシャル取材班(2020)『地方議員は必要か—3万2千人の大アンケート』文藝春秋
- 大森 彌(2002)『新版 分権改革と地方議会』ぎょうせい
- 神原 勝(2019)『議会が変われば自治体が変わる(神原勝・議会改革論集)』公人の友社
- 佐々木信夫(2009)『地方議員』PHP研究所
- 佐藤竺・八木欣之介編著(1998)『地方議会活性化ハンドブック』ぎょうせい
- 全国市議会議長会(2007)『地方議会議員ハンドブック』ぎょうせい
- 全国町村議会議長会編(2015)『議員必携(第10次改訂新版)』学陽書房
- 竹下讓(2010)『地方議会—その現実と「改革」の方向』イマジン出版
- 中邨章監修、牛山久仁彦・廣瀬和彦編(2012)『自治体議会の課題と争点—議会改革・分権・参加』芦書房
- 馬渡 剛(2010)『戦後日本の地方議会—一九五五～二〇〇八』ミネルヴァ書房

パネルディスカッション

令和時代を担う地方議会

— 調査研究・政策立案機能の充実に向けて —

コーディネーター

只野 雅人 氏

一橋大学大学院法学研究科教授

パネリスト

青木 謙順 氏

三重県議会議長

是住 久美子 氏

愛知県田原市図書館長

早苗 豊 氏

北海道芽室町議会議長

羽生 雄一郎 氏

全国市町村国際文化研修所調査研究部長
兼 京都大学公共政策大学院特別教授

目黒 章三郎 氏

福島県会津若松市議会議員

パネルディスカッションの進め方

前半 16:00頃～16:30頃まで

- 各パネリストから自己紹介等
- 各パネリストよりテーマに沿った事例紹介

後半 16:30頃～17:05頃まで

- 前半の事例紹介等を踏まえたディスカッション

質疑応答 17:05頃～17:30頃まで

- 都道府県議会、市議会、町村議会の議員、各1名とパネリストの質疑応答

パネルディスカッション(質疑応答)

質問者

外崎 浩子 氏 宮城県議会副議長

宮本 恵子 氏 大阪府堺市議会議員

酒元 法子 氏 石川県能登町議会議長

パネルディスカッション レジюме

青木 謙順 氏

三重県議会議長

三重県議会基本条例

分権時代を先導する議会を目指して、**二元代表制**の下、知事等への監視機能の強化、**政策立案機能の充実等**を議論



平成**18**年に、議会の基本理念、議員の責務等を定めた**三重県議会基本条例**を**制定**！

都道府県で
**初の議会
基本条例！**

基本方針

- 1 開かれた議会運営（議長定例記者会見等）
- 2 **政策の決定、知事等の監視・評価（通年議会等）**
- 3 **独自の政策立案、政策提言（政策に係る条例案の積極提案等）**
- 4 他の自治体議会との交流、連携（紀伊半島三県議会交流会議等）

議会活動計画

議員任期4年間の主な議会の取組と取組成果の確認及び継続的な改善活動の仕組み（**PDCA**）についてまとめたもの（H27～）。

取組内容として**独自の政策立案と政策提言の強化**を規定。

◆ 議員勉強会

県政を取り巻く諸課題の中から知識の取得と議員間の知識の共有を図る必要があるテーマを選定し、**全議員を対象**に行うもの。

<令和元年度のテーマ①>

- ・ **SDGs**への自治体の関わり方

<令和元年度のテーマ②>

- ・ **Society5.0**と自治体について



成果



県執行部で策定を進める行動計画に**SDGs・Society5.0**の概念を取り入れるに当たっての**議論が充実**！

<令和2年度のテーマ①>

- ・自治体におけるデジタルトランスフォーメーション(**DX**)の推進について

<令和2年度のテーマ②>

- ・ **ウィズコロナ**期における地方議会の在り方

成果



三重県議会委員会条例の改正 (R2.11)

委員会のオンライン開催を可能に！

スマート議会の在り方検討プロジェクト会議の設置 (R3.3)

議会のスマート化に向けて本格的に議論を開始！

議員全員へのタブレットの貸与 (R3.3)

貸与タブレット型端末機操作説明会も開催！

議会資料のデジタル化を検証中！



議員勉強会

令和2年度に開催した「議員勉強会」については、
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の
観点から**ウェブ会議システム**を用いて実施



課題

- ・ テーマによって、熟度や関心に差がある。
- ・ 講義形式のために**受動的**な参加になっている。

➡ 今年度は**体験型講座**（ワークショップ）を計画中

<今年度のテーマ(予定)>

・ SNSと人権侵害

現在設置している「**差別解消**を目指す条例検討調査特別委員会」
での**議論の充実**への寄与に期待！

その他の取組

- 学識経験者等で構成する**調査機関**の設置（議会基本条例第13条）
- 議員で構成する**検討会等**の設置（議会基本条例第14条）
- **議会事務局の機能強化**

調査機関及び検討会等の例

調査機関

選挙区及び定数に関する在り方調査会（R1.6～R2.11）



調査会からの報告書
を基に議会で議論



選挙区及び定数
改正（R3.5）

検討会等

三重県産材利用促進に関する条例検討会（R2.1～R3.3）



条例検討会にて
条例案を検討



三重の木づくり条例
成立（R3.3）

議会事務局の機能強化の例

議院法制局への職員派遣（平成12年以降**11**名を派遣）

➡ **職員の法制執務能力向上**

➡ 三重県議会における**政策に係る条例案の積極提案**をサポート！

※ 平成**12**年の地方分権一括法施行以降、**16**本の**政策に係る議員提出条例**が成立

三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例

三重県手話言語条例

障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例 ほか

※ 現在**2**つの特別委員会にて

政策に係る議員提出条例案を検討中

差別解消を目指す条例検討調査特別委員会（R2.5～）

花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査特別委員会（R3.5～）

パネルディスカッション レジюме

早苗 豊 氏

北海道芽室町議会議長

議員研修

北海道芽室町議会

スタートはH24

年30万円(議会費)

- 平成24年度から毎年、議員研修計画を策定し年30万円(H24-H27年度:50万円、H28-R1年度:40万円)の議会費を予算計上。8年間で計83回(議員会主催含む)の研修会を開催。町民にも公開した。
- 全国的にも稀である取組として、第9回マニフェスト大賞最優秀成果賞(平成26年11月14日/マニフェスト大賞審査委員会)を受賞した。

議会基本条例(H25制定)

芽室町議会基本条例

(議員研修の充実強化)

第6条

議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、別に定める芽室町議会議員研修要綱(平成24年3月30日制定)に基づき、議員研修を実施します。



弾力性ある開催を

平成23年度	5回	(議会主催 2回、議員会主催 3回)
平成24年度	14回	(議会主催11回、議員会主催 3回)
平成25年度	13回	(議会主催 7回、議員会主催 3回)
平成26年度	9回	(議会主催 8回、議員会主催 1回)
平成27年度	13回	(議会主催11回、議員会主催 0回)
平成28年度	12回	(議会主催 8回、議員会主催 0回)
平成29年度	11回	(議会主催 5回、議員会主催 4回)
平成30年度	6回	(議会主催 4回、議員会主催 0回)
令和元年度	10回	(議会主催 7回、議員会主催 0回)
令和2年度	0回	(コロナ禍により議会主催3回、議員会主催1回、その他主催2回が延期又は中止)
計	93回	(議会主催 63回、議員会主催14回)

研修の特徴

- ① 町民、議会モニター、諮問会議委員、町職員、周辺議会議員にも参加を呼び掛ける。
- ② 研修後は、議長にレポート提出を義務化。
- ③ 議会フォーラムでの基調講演も兼ねる。
- ④ 議会運営から政策の研修へシフト。

H27-30 未来フォーラム

芽室町議会発
未来フォーラムⅣ
 - 世代を超えた想いをまちづくりに -

日時 2019年 2/2 (土) 14:00 - 17:00
 場所 芽室町中央公民館2F講堂 **入場無料**

ストーリーから対話で学ぶ
 「ストーリーテラー」の事例をテーマに
 「言葉にして」「聞いて」「対話して」
 私たちが暮らす地域社会がこれからも
 住みよい地域として続いていくために
 必要な知識や智慧をたくさんの人と共有してみましよう

ホスト/牧原ゆりえ 氏
 洗サステナビリティ・ダイアログ 代表理事
1997年国語学修士号取得。大学教職大学院修士号取得。2009年東京でスウェーデン、持続可能な社会のための持続可能なリーダーシップ、持続可能なプログラム・サービス・システム・イノベーションを学ぶ旅行で学ぶ。Art of Hosting Japanの創設者。スウェーデンのサステナビリティ戦略フレームワーク監修。

ストーリーテラー/山本愛優美 氏
 Thinkyo-Hokkaido 共同代表・超学校祭プロデューサー
芽室町立高等学校23年、中学生のころ、漫画「影の猫」を通して起業を志す。高校3年生、個人事業主としてNewstarを創業。現在で営業する10代への経済教育中心に、イベントや事業の立ち上げに関するコンサルティング業務に従事。2018年度、学校の垣根を超えて地域の高校生が地域で活躍するイベント「超学校祭」を主催。

-フォーラム概要-
 ●芽室町議会の活動報告[10min]
 ●ストーリーから対話で学ぶ[140min]
講演説明「なぜ今ストーリーから学ぶのか」
 手法「コレクティブ・ストーリー・パーフォーマンス」とは
 ストーリーを聞く想いを導く
 ストーリー各聞き手間で対話しよう
 ●議会からのメッセージ[10min]

主催 芽室町議会 後援 芽室町議会議員会 参加申込
 お問い合わせ先 : 芽室町議会事務局 TEL: 62-9731 FAX: 62-9813



HP公表する

<http://mgikai.memuro.net/activation/kensyu.html>

? 議会とは

- 議会の仕事
- 本会議の運営
- 議員名簿
- 常任委員会の仕事
- 陳情・請願

🗨️ 議会改革・活性化

- 活性化計画(議会基本条例等)の議員評
- モニター制度
- 諮問・答申
- 政策形成サイクル
- ICT計画
- 議会報酬等の改正案について
- 研修計画
- 北大・白樺学園連携協定
- 議会サポーター制度
- 議会基本条例
- 通年議会
- 正副議長選挙
- 議会災害時対応基本計画 (BCP)

📄 広報・情報公開

- 議会だより
- 議会フォーラム・意見交換会
- 文書質問
- 議会白書
- 要覧
- ホットボイス
- 議長交際費
- 視察の報告
- 提要
- 小・中学生議会見学会

📄 会議結果

▶ 本会議

- 議事日程・会議録
- 意見書・決議
- 一般質問

▶ 委員会・協議会

- 総務経済常任委員会
- 合同委員会
- 特別委員会
- H26年迄開催した委員会
- 提言・報告
- 厚生文教常任委員会
- 議会運営委員会
- 全員協議会
- 連合審査会

🌐 一部事務組合等

- 平成26年
- 平成27年
- 平成28年
- 平成29年
- 平成30年
- 平成31年・令和元年
- 令和2年



🔍 視察

- 視察の申込書



令和2年度
芽室町議会議員研修計画



令和2年6月
芽室町議会

(Ver.1)

令和元年度 芽室町議会議員研修実績

	開催日・場所	内 容	講師等	参集
1	6月25日(火) 札幌コンベンションセンター	北海道町村議会議員研修会 「どうなる？今後の日本政治」 「地方は変わるか～議会は どう変わるか、自治体を どう変えるか～」	北海道町村議会議長会 有馬 晴海 氏 (政治評論家) 佐々木 信夫 氏 (中央大学 名誉教授)	議員 16
2	6月26日(水) 北海道大学公共政策大学院	北大公共政策大学院連携事業 「エネルギー地産地消の現状と未来」	倉谷 英和 氏 (北大公共政策大学院教授)	議員 16
3	7月1日(月) 北海道大学公共政策大学院	「住民自治・行政経営」	伊藤 伸 氏 ほか (法政大学非常勤講師・構想 日本 統括ディレクター)	議員 15
4	7月9日(火) 札幌市第二水産ビル	町村議会新任議員研修会 「議会の運営と福利制度等について」	北海道町村議会議長会 事務局長 村川 寛海 氏	議員 4
5	7月26日(金) めむろーど2F セミナーホール2	「町民の想いを形にする「議会・議員」となるために」 ～住民との対話の場とその展開方向を事例から学ぶ～	中村 健 氏 (早稲田大学マニフェスト研究所事務局長)	議員 16 民:2 管:32
6	9月4日(水) 第一委員会室	「質問力を高めよう！」	土山 希美枝 氏 (龍谷大学政策学部教授・芽室町議会サポーター)	議員 9
7	10月23日(水) 第一委員会室	「芽室町の公園について」	建設都市整備課職員	委員 5
8	10月28日 足寄町町民センター	十勝町村議会議員研修会 「とかチカラ 未来へ」	十勝町村議会議長会 十勝総合振興局長 三井 真 氏	議員 14
9	10月29日(火) 第一委員会室	「地方債の考え方と中期財政計画」	企画財政課職員	委員 5
10	12月26日(木) 第一委員会室	「芽室町の医療を守るために～芽室町議会議員への期待」	伊関 友伸 氏 (城西大学経営学部教授)	委員 7 議員 5
中止	3月20日(金) 中央公民館講堂	議会ミニフォーラム 「目的志向の課題解決手法を学ぶ～ワークショップ 2030SDGsから～」	森本 菜都美 氏 (一般社団法人 イマココラボ)	

令和2年度 芽室町議会議員研修方針

議会基本条例第8条により、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、芽室町議会議員研修要綱（平成24年3月30日制定）に基づき、令和元年度の研修方針を次のとおり定める。

・研修方針

- 1 議員の資質向上を目指した研修
- 2 議会基本条例に即し、議会改革及び議会活性化計画の実現に向けての研修

上記の研修方針に基づき、具体的な研修項目を次のとおりとする。

・研修項目

1 一般研修

- (1) 議員基礎研修1（法務・財務等）
- (2) 議員基礎研修2（議員力）
- (3) 議員基礎研修3（議会改革・活性化）
- (4) 議員基礎研修4（政策形成）
- (5) 議員基礎研修5（総合計画）
- (6) 議員基礎研修6（議員定数・報酬等）
- (7) 役職研修（委員会活性化）

2 専門研修

- (1) 委員会（政策）研修
- (2) 実務研修
- (3) 課題研修

体系及びスケジュール等については、別記のとおりとする。

令和2年度 芽室町議会議員研修計画（案）（総額 300 千円）

1 一般研修

（1）議員基礎研修1（法務・財務等）

研修種類	予定時期	対象	研修の内容	講師	開催回数 概算(千円)	備考
議員 基本 研修		全 議員				
議会活動の基本となる地方自治法及び地方財政法及び財務等について修得する。						

（2）議員基礎研修2（議員力）（0千円）

研修種類	予定時期	対象	研修の内容	講師	開催回数 概算(千円)	備考
議員 基本 研修	R2.7.2	全 議員	講演会 (札幌市)	中止	1回 0円	北海道町村議会 議長会主催
	R2.10.29	全 議員	講演会 (上士幌町)	未定	1回 0円	十勝町村議会 議長会主催
議員としての資質を向上する。						

（3）議員基礎研修3（議会改革・活性化）（0千円）

研修種類	予定時期	対象	研修の内容	講師	開催回数 概算(千円)	備考
議員基本 研修 (公開)		全 議員			回 千円	
全国の議会改革・活性化の事例を研究し、素養を高める。						

(4) 議員基礎研修4 (政策形成) (200 千円)

研修種類	予定時期	対象	研修の内容	講師	開催回数概算(千円)	備考
議員一般研修(公開)		全議員	議会活性化		1回 千円	
	R3. 2月下			議会ミニフォーラム 「目的志向の課題解決手法を学ぶ～ワークショップ 2030SDGs から～」 (予定)森本 菜都美 氏 (一般社団法人 イマココラボ)	1回 200千円	
議会改革や活性化、議員定数及び報酬等についての助言を得、さらに議会運営面での情報提供などから議員知識と議会総合力を高める。						

(5) 議員基礎研修5 (総合計画)

研修種類	予定時期	対象	研修の内容	講師	開催回数概算(千円)	備考
議員一般研修(公開)		全議員				
議会としての総合計画の向き合い方などの知識を深め、政策形成力を高める。						

(6) 議員基礎研修6 (議員定数・報酬)

研修種類	予定時期	対象	研修の内容	講師	開催回数概算(千円)	備考
議員一般研修(公開)	R3. 1月下	全議員	議員定数・報酬を考える	江藤俊昭山梨学院大学教授 (議会サポーター)	1回 100千円	
議会活性化計画に沿って、調査・研究等のポイント等の助言を受け、議員知識を高め、議会改革・活性化の参考とする。						

(7) 役職研修

研修種類	予定時期	対象	研修の内容	講師	開催回数概算(千円)	備考
役職研修		議長				
議長の見識を高める。						

2 専門研修

(1) 委員会（政策）研修（0 千円）

研修種類	予定時期	対象	研修の内容	講師	開催回数 概算(千円)	備考
委員会 所管 研修		委員会			1回 0円	
		委員会			1回 0円	
		委員会			1回 千円	
<p>1 北海道大学公共政策大学院において連携事業研修（政策）を実施する。</p> <p>2 委員会所管事務調査等において、専門家等を招へいし、専門的知見を活用し議員知識を高め、委員会の活性化につなげる。</p>						

(2) 実務研修（30 千円）

研修種類	予定時期	対象	研修の内容	講師	開催回数 概算(千円)	備考
実務研修		全議員			回 千円	
<p>専門家等を招へいし、専門的知見を活用し議員知識を高め、議員知識を高め、政策形成向上につなげる。</p>						

(3) 課題研修

研修種類	予定時期	対象	研修の内容	講師	開催回数 概算(千円)	備考
課題研修		希望議員				
<p>専門的知見を活用し議員知識を高め、議員知識を高め、政策形成向上につなげる。</p>						

令和2年度 芽室町議会議員研修計画

	開催日・場所	内 容	講師等	備考
1	7月2日(木) 札幌コンベンションセンター	北海道町村議会議員研修会	未定	中止
2	7月3日(金) 北海道大学公共政策大学院	北大公共政策大学院連携事業	未定 (北大公共政策大学院教授)	中止
3	10月 日() 役場3F 本会議場	「(仮)いま一度、考えてみる！議会基本条例の運用・住民参加」	中尾修氏 (議会サポーター)	議員会
4	10月29日 上士幌町	十勝町村議会議員研修会 「未定」	十勝町村議会議長会	
5	1月 日() 新庁舎3F 本会議場	「(仮) これからの議員活動と報酬のあり方」	江藤 俊昭 氏 (山梨学院大学法学部教授)	議員・町民
6	2月下旬 めむろーど2F セミナーホール2	議会ミニフォーラム 「目的志向の課題解決手法を学ぶ～ワークショップ 2030SDGsから～」	森本 菜都美 氏 (一般社団法人 イマココラボ)	

○芽室町議会議員研修要綱

(平成 24 年 2 月 15 日議会運営委員会決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、芽室町議会議員(以下「議員」という。)の研修に関し必要な事項を定めることにより、議員の資質の向上と議会活動の活性化を図り、もって町政の健全な発展と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第 2 条 議員は、法律・条例等で規定している議員の責務を遂行するため、研修に励むとともに不断の自己研鑽に努めなければならない。

(研修の種類等)

第 3 条 財政の健全化に資するため、研修は極力公費の節減を図るものとし、研修の種類、対象者及び研修内容は次の号のとおりとし、体系については別表 3 のとおりとする。

(1) 一般研修

ア 新議員(前期・後期)研修

イ 役職議員研修

ウ 議員一般研修

(2) 専門研修

ア 委員会所管研修

イ 実務研修

ウ 課題研修

(研修の実施計画)

第 4 条 前条各号に規定する研修は、毎年度当初に別に作成する実施計画書に基づき実施するものとする。

2 前項の実施計画書は、議長が議会運営委員会に諮って作成する。ただし、前条第 2 号アの委員会所管研修については、この限りでない。

3 議長会・議員会等の研修計画を参考に作成する。

(講師等)

第 5 条 研修の講師等は、必要に応じ議長がその都度定め依頼するものとする。

(研修報告)

第 6 条 研修を受講した議員は、別記第 1 号様式議長に研修結果を報告しなければならない。

2 議会は、前項の研修結果を公表することができる。

(委任)

第 7 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第3条関係)

	研修の種類	対象者	研修の内容	研修の名称等
一般 研 修	新議員研修	新議員	新議員として必要な基礎知識を習得する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新任議員研修会(前期・後期) ・ 北海道町村議会議長会等が主催する新任研修会
	役職議員研修	議長 副議長 正副委員長	議長、副議長及び委員長(すでにこれらの役職を経験している者は任意)としての役職に関する知識を習得する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議長、副議長研修会(全国町村議会議長会) ・ 議長、副議長、正副委員長研修会
	議員基礎研修	全議員	議員としての知識を習得する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員研修会(北海道町村議会議長会、十勝管内町村議会議長会、西部4町議長会等)
専 門 研 修	委員会所管研修	委員	委員会所管事項に関する専門的な研修(視察研修を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員専門研修(予算・決算等)
	実務研修	全議員	行政、政策などの実務に関する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員専門研修(政策等)
	課題研修	希望議員	課題に応じ特別に実施する研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員専門研修(課題別)

別記第1号様式(第6条関係)

年 月 日

芽室町議会議長 様

芽室町議会議員 印

研 修 成 果 報 告 書

芽室町議会議員の研修に関する要綱7条の規定により、次のとおり成果を報告します。

記

1 研 修 日 時

2 研 修 先

3 研 修 目 的

4 成果(具体的に)

パネルディスカッション レジюме

目黒 章三郎 氏

福島県会津若松市議会議員

会津若松市議会の政策サイクル

市民との意見
交換会でさまざまな
市民意見・課題を
伺います。



議会内部で市民意見を整理し、
市政の課題を設定



市へ政策提言

市の事業執行

事業執行状況の監視・事業評価

調査研究・問題分析の手法

政策討論会等では、以下のような様々な手法で、課題解決に向けて、調査研究を行い、政策を練ります。



◆学識経験者を招聘した勉強会



◆先進地への行政視察



◆委員間での自主研究・討議

予算審査や
決算審査を通して
事業状況の監視・
評価をします。

市民へフィードバック（※調査・研究の過程でも市民意見を拝聴）

【会津若松市議会の特徴】

市民意見を起点とした政策への取組

会津若松市議会は、平成20年6月定例会において賛成総員で可決・制定された議会基本条例に基づき、議会改革を進めてきました。

特に、「政策サイクル」（左図参照）と呼んでいる、市民意見を起点として政策立案・提言に結び付けていく取組では、湊地区の水資源問題（後述）や私道除雪などの成果を市民の皆さんへ示すことができました。

予算決算委員会の政策サイクルのイメージ

【目的】 適切な団体意思の決定、地域経営根幹への適切な関与を行うため、予算審査と決算審査を充実化・精緻化するとともに、予算審査と決算審査を有機的に連動させるものとする。

【メモ ① 政策・施策を評価する】

一般的な事務事業評価、事業仕分けとは異なり、「適切な団体意思の決定、地域経営根幹への適切な関与を行う」ものとして、政策・施策を主な評価対象としている。政策手段(事務事業)の改廃は、政策目的の根本的な修正には至らないとの認識。また、政策・施策を評価するためには、事前準備が肝要。準備会は、政策のインキュベーション機能を有する。

予算審査決算審査準備会

【決算審査準備】

問題発見
↓
課題設定
↓
問題分析
↓
委員間討議
↓
評価準備
【仮説作成】

【住民の意思】

市民との意見交換会
議員活動・会派活動のヒアリング 等

執行機関とは異なる視点から住民ニーズをキャッチアップ

政策のたまご

予算決算委員会・本会議

【予算審査】

質疑(政策・施策動向の検証)
↓
委員・議員間討議(意見集約)
↓
議決及び意見表明【修正・議決等】
↓
説明責任・議決責任

政策決定(団体意思)

執行機関

決算議案

決算調整

議決

事務事業執行

事務事業評価

予算編成

予算議案

議決

予算決算委員会・本会議

【決算審査】

質疑(仮説の検証)
↓
委員・議員間討議(意見集約)
↓
議決及び意見表明【評価・議決等】
↓
説明責任・議決責任

政策評価(あるべき姿)

意見表明(機関意思)

【政策・施策動向への意見】
評価・議決及び要望的意见

予算審査決算審査準備会

【予算審査準備】

政策評価(あるべき姿)
↓
委員間討議
↓
政策立案
↓
議会からの政策形成

【住民の意思】

市民との意見交換会
議員活動・会派活動のヒアリング 等

執行機関とは異なり、執行を前提とした思考ではなく、「そもそも住民の福祉のためには」との思考で立案

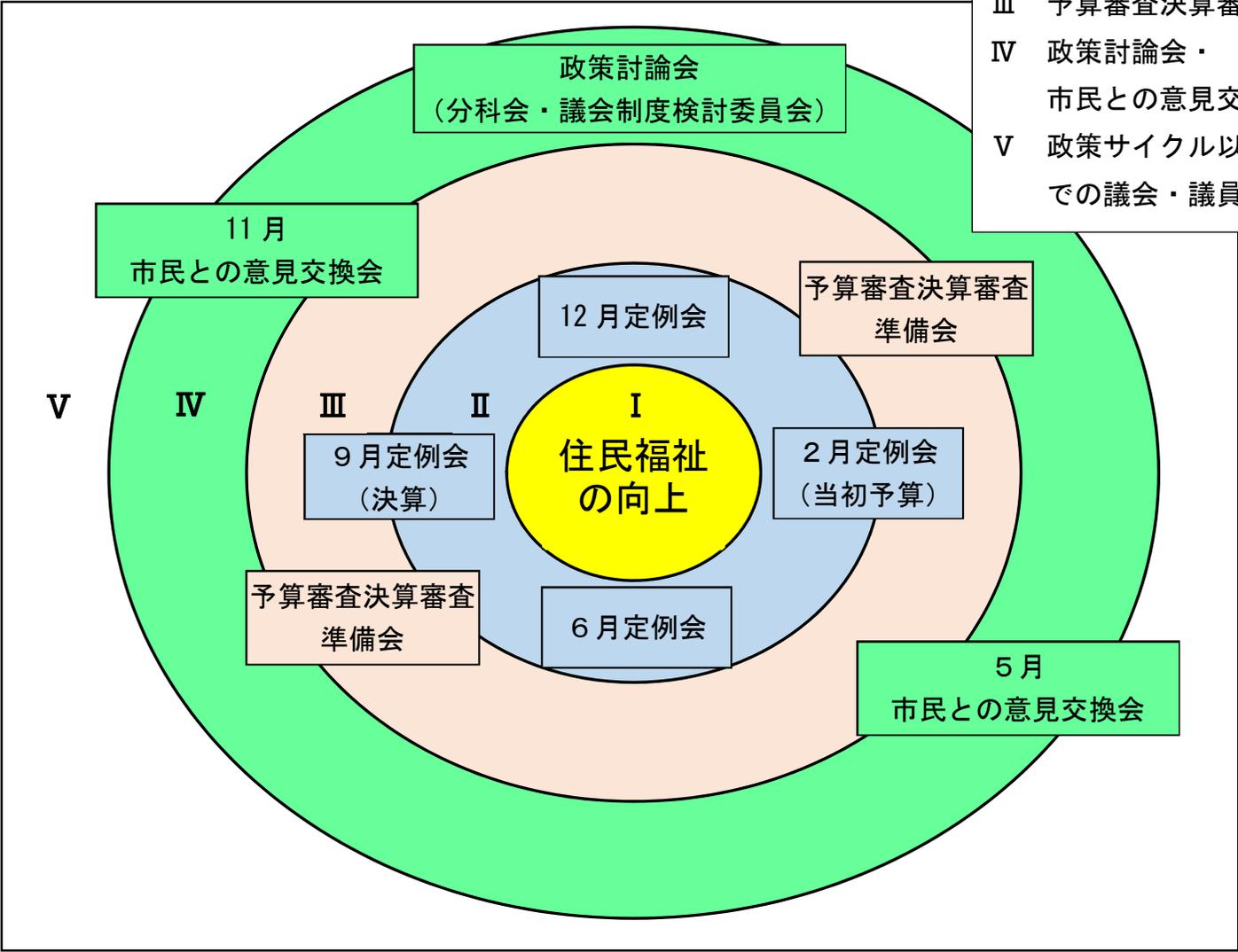
政策のインキュベイト

【メモ ② 議会からの政策形成】

執行機関の行政情報を利活用しながらも、住民意見を踏まえ、議会として市の政策・施策のあるべき姿をゼロベースで考える。単に執行機関の事務を評価するのではなく、議会としての対案を持つ。たゆまず執行機関と議論を重ね、政策決定(団体意思)を行っていく。適切な機関競争主義が住民の福祉に適うとの認識。また、政策の蓄積は、議会が総合計画など自治体の根幹をなす方針を決定する際の力になるとの認識。

会津若松市議会の議会活動

- I 住民福祉の向上
- II 定例会・委員会
- III 予算審査決算審査準備会
- IV 政策討論会・
市民との意見交換会
- V 政策サイクル以外の領域
での議会・議員活動



市民意見をもとに設定した政策課題の分類

大分類	テーマ		政策討論会
A 議会	1	議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方について	全体会（議会制度検討委員会へ）
B 行・財政	2	本市財政の持続可能性と事業・サービスとの調和について～市民が事業・サービスを選択しうる舞台づくり	分科会（第1分科会へ）
	3	行政サービス提供機能のあり方と庁舎等整備の方向性について	分科会（第1分科会へ）
	4	民間委託のあり方について	全体会へ
C 生活・環境	5	防災などの地域の諸問題解決に向けた、地域と行政機関等との連携による新たな地域社会システムの構築について	分科会（第2、第4分科会へ）
	6	地域環境の保全について	分科会（第2分科会へ）
D 健康・福祉・医療	7	高齢社会及び少子化社会における社会保障サービスとその負担のあり方について	分科会（第2分科会へ）
E 産業経済	8	地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成について	分科会（第3分科会へ）
F 建設・都市計画	9	都市計画の基本的方向性について	分科会（第4分科会へ）
G 教育・文化	10	教育・学習環境の整備について	分科会（第2分科会へ）

予算審査決算審査準備会第1分科会 抽出論点

【財務部】

1 政策目標名

政策目標 5 豊かで魅力ある地域づくり

2 政策名

政策10 社会の変化に対応した行財政運営

3 政策分野名

政策分野42 財政基盤

① 政策分野に関する問題認識（抽出した理由）

- ・新型コロナウイルス感染症の影響が予算執行に大きく作用している。執行残が約20億円。過去最高額。8款土木費以外は令和元年度の執行残額より多い状況である。この評価状況は。
- ・中期財政見通し、市債発行額の適正管理と実質公債費比率の低減、財政調整基金の安定的な確保、行政運営と持続可能な財政基盤をどのように確立するのか
- ・社会保障費と投資的経費のバランスを取りながら継続したまちづくりの財源について中期財政見通しを見ながらどのように執行していくのか
- ・新型コロナウイルス感染症対策と本市財政運営に係る事業のあり方と地方創生臨時交付金の関係で、事業を集約する企画政策部と関係所管部そして財務部がどのように事業を選定し実施してきたか。また令和2年度における新型コロナウイルス感染症に係る事業のあり方と事業の廃止、中止、縮小に係る事業と財政運営について。
- ・新型コロナウイルス感染症禍での地方創生臨時交付金を活用した施策は適切であったのか。また、コロナ対策施策に十分な財源を充てられたのか。

② 政策分野に関する各種情報（個別計画、行政評価、要望的意見、市民との意見交換会、政策討論会や会派の調査研究成果

- ・中期財政見通し、社会保障費の推移、公債費負担適正化計画、新市建設計画、まちの拠点事業、議会の財政分析
- ・令和3年8月整備組合議会による焼却施設請負契約の議決
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

4 施策名及び論点

5 事務事業名等（予算説明書）

6 質疑により明らかにすべき事項

4 施策名及び論点	5 事務事業名等（予算説明書）	6 質疑により明らかにすべき事項
<p>施策名</p> <p>施策1 健全な財政運営</p> <p>論点（重要事項、問題点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質公債費比率目標設定の妥当性 ① 公債費負担の適正化 ・コロナ禍での財政のあり方と適切性 ・各基金の適正活用と積立額 ・財政運営における繰出金の在り方 	<p>○歳入歳出全体</p> <p>歳入の部 19款2項12目 ○財政調整基金繰入金 22款 ○市債</p> <p>歳出の部 2款1項5目 ○財政管理費 ○財政調整基金積立金 ○減災基金積立金</p>	<p>実質公債費比率6%の目標値から経常収支比率や将来負担比率の適正水準が維持されるのか。</p>
		<p>実質公債費比率6%の目標値の維持で、財政調整基金が標準財政規模の10%程度を維持できる要素としてみれるのか。</p>
		<p>本市の投資的経費を確保するにあたって、どのように基金運用と予算執行が適切であったのか。</p>
		<p>公共施設マネジメントの考え方と地域コミュニティ維持や地域住民のニーズとの整合性がとれているかどうかの予算執行成果の面からの確認</p>
		<p>新型コロナウイルス感染症の対策を講じる中で、財源として、地方創生臨時交付金や財政調整基金を充当になる。財政調整基金残高は大きく減少し、非常に厳しい財政運営を強いられている。令和2年度決算状況は</p>
		<p>各種基金の繰入れ、財政調整基金、減債基金、庁舎整備基金、公共施設維持整備等基金の繰入れの実績はどうであったか。</p>
		<p>今後の整備組合への負担金が、本市財政運営にどのような影響を与えるのか、その見通しを示されたい。</p> <p>財政当局として、廃棄物対策課などごみの排出量削減対策について、どのような意見交換をしているのか示されたい。</p>

6 委員間討議での論点・合意点

7 備考（修正、変更等の要点）

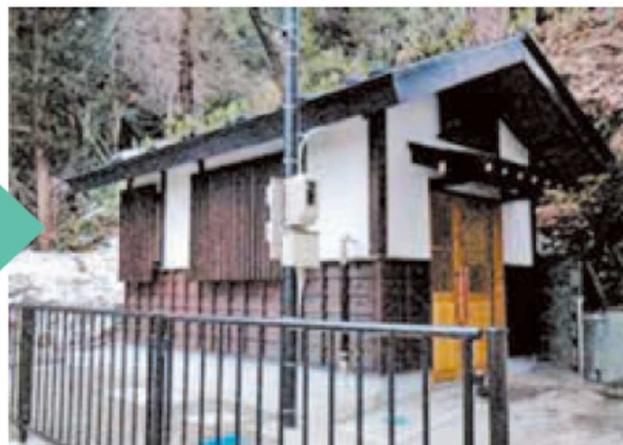
予算審査決算審査準備会
 審査・決算審査で活用

◆採択された請願・陳情とその結果

請願・陳情名	議会の対応	採択後の結果
<p>会津若松市公設地方卸売市場における市場使用料等の引き下げについて（陳情）</p>	<p>震災による売り上げの低迷、市の台所としての市場の必要性を踏まえれば、引き下げはやむなしと判断</p>	<p>執行機関から会津若松市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例が提案され、審議の結果、当分の間は市場使用料は現行の4分の3に引き下げられることが決定されました。</p>
<p>飯盛山白虎隊士自刃の地への公衆トイレの設置について（陳情）</p>	<p>観光地であることや飯盛山におけるトイレの現状を踏まえれば、設置は必要と判断</p>	<p>執行機関から飯盛山公衆トイレに係る補助金の提案がされ、審議の結果、予算が確保され、その後トイレの設置へと至りました。</p>



飯盛山の公衆トイレの状況を議会で調査



新しい公衆トイレが設置されました



◆市民意見をもとにした政策立案・政策提言とその結果（1）

背景 (主な市民意見)	調査研究 テーマ	議会の対応 (政策提言等)	執行機関の対応 (成果・結果)
<p>湊地区は上水道が未整備の地区がある。長年の懸案事項であり、なんとかしてほしい。</p>	<p>湊地区水資源問題に係る検討について</p>	<p>湊地区水資源問題に係る検討委員会を設置し、地区住民との意見交換、現地調査を踏まえ、給水施設未整備地区の早期解消に関する決議を賛成総員で可決した。(平成25年6月)</p>	<p>市は、平成26年度から平成30年度までの5年間で未整備地区の解消を目指す整備計画を策定し、整備に取り組み、一定の整備を終えた。市は、引き続き水の安定供給に取り組んでいる。</p>



湊地区水源問題に係る現地調査



簡易水道等整備に向けた工事

◆市民意見をもとにした政策立案・政策提言とその結果（2）

背景 (主な市民意見)	調査研究 テーマ	議会の対応 (政策提言等)	執行機関の対応 (成果・結果)
<p>行仁小学校の建築に当たっては、地域住民に対する丁寧な説明と、丁寧な聴き取りをして、建築に反映してほしい。</p>	<p>学校建築のあり方について</p>	<p>学校建築の進捗状況に合わせた、より丁寧な市民意見の聴取と、聴取意見の事業への反映の考え方の提示など、適宜、地域住民へのフィードバックに努めるよう要請した。 (平成29年8月)</p>	<p>市は、児童の保護者や地域住民への説明会を重ね、地域住民の意見を反映し、行仁小学校の複合施設化の内容を見直した。行仁小学校は令和3年度に完成予定である。</p>

新しい学校が
楽しみだね！



行仁小学校の完成イメージ

議会



会津若松市議会議員
目黒 章三郎

いよに大きな視点から総合計画と照合しつつ、質疑により何を明らかにするかまで委員会として共有する。この作業を通して、各委員会は「論点抽出表」という書式に書きこんでいく。

決算審査を例にとると、事業が公平・公正・また効率的に執行され住民福祉の向上につながったのか執行部に質疑し、それが終わった後、案件によって議員間で対話（議員間討議）を行い、委員会として合意に至ったものは「要望的意見」ととりまとめ、さらには「決議」を提出することによって議会の意思を示す。

本市議会では、令和3年9月定例会における決算審査で、決議が1件採択され、要望的意見が7件とりまとめられた。

決議は、「適正な事務の執行に努める

政策の「豊富化」を議会から

（参考）

決算審査においては、単なる認定や非認定で済ませてはならない。議会側は決算審査に当たり、執行部側の「行政評価」も参考にしているが、市の事務事業が住民ニーズに添ったものなのか、市の全体最適性に叶ったものなのか審査し、疑義のある事業については議員同士の対話（議員間討議）を重ね、議会としての意思を示すべきと考える。提出された決算が概ね認定すべきものとしても、事業目的からして充分な効果を上げていない、また、疑義があるなどの事業であれば指摘して正していくのは当然だが、重要なのは議員個人ではなく議会という機関で対峙し提案すること。その目的は、政策やその運用の変更や改善によって市民福祉の向上につなげていくことにある。

種類あるがクロスしてつながっている。1つは、市民意見を起点として政策提言に結びつけるものと、もう1つは、決算審査と予算審査の連動したサイクルである。

前者は、意見交換会などで受けた市民意見を政策課題ごとに分類し、検討主体となる各委員会に付託する。それぞれの委員会は政策テーマを設定し、専門家を招いたセミナーや先進地調査を基に知見を深め、議員間討議を重ねながら決算審査や予算審査に臨む。そして、その結果を市民との意見交換会へ返していくというサイクルである。

後者は、予算決算委員会の各分科会において、予算・決算審査ともその1ヶ月以上前から準備会を複数回開催し、政策テーマの研究で得た知見を活用するなど、各委員が論点を抽出し持ち寄る。抽出した論点は、隘路（あいろ）に陥らない

ことを求める決議」であった。内容は、質疑の結果、情報システム発注において「慣習」から競争意識の欠落が組織的に認められたため、入札及び契約事務について適正な執行に努めるよう求めたものである。

要望的意見7件の内容は省くが、予算決算委員会第一分科会（総務委員会）からは「望ましい予算執行について」の1件、同第二分科会（文教厚生委員会）からは「不適切な事務の再発防止及び議会に対する説明責任の履行について」の1件、同第三分科会（産業経済委員会）からは「中小企業・小規模企業未来会議の在り方について」「一般財団法人会津若松観光ビューローへの委託事業の在り方について」「新型コロナウイルス感染症に関する経済支援等の在り方について」

の3件、同第四分科会（建設委員会）から「雪対策に係る民間委託の検証と当初予算化への方針について」「道路交通ネットワークの整備と身近な道路環境の整備・保全について」の2件が、予算決算委員会に報告された。

予算審査と決算審査の連動と言っているが、決算を先に考えた方が分かりやすい。前述したように、決算審査で議会から指摘されたものが、翌年以降の予算や行政執行にどう反映されたかチェックしていく。議員個々人の意見ではなく議会の意思を示した訳で、その「威力」は大きい。本市議会においても、この10年余の「改革」の中で政策サイクルを確立してきたが、この「威力」を示した事例は枚挙にいとまがない。（『議会改革への挑戦 会津若松市議会の軌跡』《ぎょうせい》参考）

私は、このことを政策の「豊富化」と称している。

私が思う議会改革の3つのポイント

会津若松市議会議長 目黒 章三郎

まず一点目が、議会に備わっている権能の発揮により「成果が上がり住民福祉の向上」につながっているか。二点目が、「住民の政治参加」につながっているか。三点目が、「主権者教育」につながっているか、だと考える。

（『議会改革』という、定数や報酬を減らすことなどというのは論外であるが、私は上記三点を抜きにし、例えばICT機器を導入してペーパーレス化を図っただとか、一般質問で一問一答方式になったとか等々は『本筋』ではないと思っている。）

さて①「**成果が上がり住民福祉の向上**」につながっているかであるが、これは議会基本条例を制定しただとか、議会が市民とタウンミーティングを始めたとかいう「形式要件」的なことから一歩前進し、議会が執行部に具体的に政策に反映させ住民福祉の向上につながったという成果を出しているかということである。

本市議会では、広報広聴委員会が市民意見を起点に問題発見・課題設定の役割を果たし、それを基に政策討論会（＝常任委員会プラス）では外部知見の活用・先進地調査を踏まえ議員間討議を重ね、問題分析・政策立案・提言している。さらにその実行の評価をするという「政策サイクル」を回している（特に決算や予算審査で）。

②の「**住民の政治参加**」は、（選挙による投票があるが）本市議会では「市民との意見交換会」、「請願・陳情者の原則招聘」、特徴的なのは「議会制度検討委員会の2名の市民委員公募」がある。更に平成30年度から「広報議会」のモニター制度を始め、約60名に委嘱した。

これら住民参加により、その意見を議会に反映させることはもちろんだが下記③にもつながり、さらに「議員のなり手不足」解消の一助になればと願っている。

③の「**主権者教育**」は、特に市民との意見交換会や請願者や陳情者を議会に招聘するときに感ずることである。普段「議会」と接する機会のない住民は、執行部側も議会側も「庁舎内」にいる人でその役割も（二元代表制などいう）仕組みも知らない人が多い。それが、直接接し解説することで、民主主義の制度を改めて知ってもらう機会になっている。

教科書や書物ではなかなか実感してもらえないことだと思う。

議会改革は、議会の役割である「監視機能」「政策立案機能」を通じて住民福祉の向上を目指し、そのために「民意吸収機能」を充実していくことだと考える。

パネルディスカッション レジюме

是住 久美子 氏

愛知県田原市図書館長

田原市の概要 (令和3年9月30日時点)

- 行政面積
191.12 km²
- 総人口
60,332人
- 世帯数
22,511世帯



田原市議会の概要 (令和3年4月1日時点)

田原市議会

- 議員数 18名
- 事務局職員数 7名
- 常任委員会 3委員会
- タブレット活用

議会図書室

- 専任司書:なし
- 資料費 約12万円
- 所蔵冊数 約900冊
- 年間購読雑誌 2誌
- 契約データベース:なし

田原市図書館の概要

- 中央館
 - 分館（赤羽根・渥美）
- 移動図書館車：2台
- 人口1人当 貸出約10点
- 職員数：30名
（正職13、会計年度任用職員17）
- 組織チーム：9チーム
（PR、参考郷土、学校連携、児童、にじいろ、元気はいたつ便ほか）



中央図書館（外観）



2階からの様子

行政・議会支援サービス

行政職員・各部署、議員・議会事務局に向けたサービス
参考郷土担当 5名（他業務兼務）を中心に対応

サービス内容

1. レファレンス（調査の援助）
2. 資料の複写
3. 資料の貸出（団体貸出）
4. 政策・イベントのPR展示



パブリックコメント

議会支援サービスの経緯

平成26年

- 事務局職員から相談を受ける
- 資料選定、棚レイアウト見直し

平成27年

- 試験的に議会支援サービス開始
- 「行政支援サービス」活用
- 連携のまとめ、連携マニュアル作成



整備前



整備後

レファレンス調査事例

- 東三河5市の休日保育状況
- 都市計画線引き見直し制度
- 貧困対策(学習支援)
- 市職員の副業促進の新基準
- 家庭ごみの減量・有料化
- サーフタウン構想
- 介護福祉士・看護師に対する助成・奨学金制度

田原市議会議員
辻史子議員の
Facebookより



辻 史子さんは田原市図書館にいます。

8月26日 · 愛知県 田原市 · 🌐

最近では田原市図書館のレファレンス議会支援を利用して、
一般質問に役立てています。新聞記事や雑誌も細かく資料を
抽出して提供いただき、議会事務局へ届けて下さいます。
いつも司書さんに感謝しています。



行政・議会支援サービスの統計

行政・議会支援サービス統計

年度	受付 件数	調査 件数	複写 件数	貸出 件数	展示 件数	パブコメ 件数	貸出 冊数
H28	68	17	21	10	13	7	137
H29	53	16	11	12	8	6	179
H30	78	28	9	12	21	8	135
R1	88	18	13	27	11	7	518
R2	76	17	10	13	15	8	368

※受付件数：提出された「行政・議会支援サービス申込書」の枚数

※貸出冊数：団体貸出等の合計冊数

(調査回答として提供した資料、議会への貸出冊数など一部を除く)

議会支援サービス事例

■ 展示「写真でみる田原市議会」



田原市議会・議員の活動を紹介する「写真でみる田原市議会」開催します！

皆さんはどのような議員がいて、どのように活動しているか知っていますか？議会・議員の活動を知っていただくために、市内図書館で「写真でみる田原市議会」を開催いたします。「議会の活動」を記録した写真や、各議員の「市内で好きな場所」や「おすすめの本」などを記載した「議員プロフィールカード」を展示します。また、実際におすすめの本を手にとって見ることもできます。ぜひ図書館へお越しください。



開催期間

- 中央図書館
2021年11月13日(土)～2021年12月9日(木)
- 渥美図書館
2021年12月11日(土)～2022年1月13日(木)
- 赤羽根図書館
2022年1月15日(土)～2022年2月10日(木)



広報公聴委員との会話

- 広報公聴委員「もっと幅広い市民との対話の場を持ちたい」



議会報告会の様子

図書館で

議員と
語ろう



市民の皆さんに「開かれた議会」を目指して、「図書館で議員と語ろうホリデー」を開催します。田原のまちの気になること、ほっておけないこと、田原の未来のために提案したいことなど、議員のみなさんと図書館で気軽に話してみませんか。事前申し込みは不要です。

場所：田原市中央図書館 くつろぎコーナー

2019
8 / 4
Sunday

議員とたはらトークへ発展

- 中央図書館内で開催。館長がファシリテーター
- 様々なテーマで対話



議員向けファシリテーション講座

- 令和元年 図書館の有効な使い方について・ファシリテーション講座1
- 令和3年 インターネット検索のコツ・ファシリテーション講座2



議員とたはらトーク

広聴テーマ「コロナで困ったことは何ですか？」

福江市民館（7月26日）、衣笠市民館（同28日）、若戸市民館（同29日）にて、新型コロナウイルス感染症対策をした上で、人数を絞って実施しました。



コロナによる結婚・
出産の減少が心配。



緊急事態宣言などで児童ク
ラブが休業になると共働き
のため困る。



農産物売り上げの減少によ
りパートの仕事がなくなる
のではないかと。



一旦中止となった地域の
行事を、どうやって復活
させていくか悩ましい。

田原市議会だより No.82

令和3年11月1日より

議員と \再開します/ たはらトーク

議員とたはらトーク
って？

市民の声を市政に届ける
議員との意見交換の場だよ。
一般対象と団体対象があるよ。

議員とたはらトーク

🔍 検索

お問合せは、お近くの議員が議会事務局まで（23-3533）



パネルディスカッション レジюме

羽生 雄一郎 氏

**全国市長村国際文化研修所調査研究部長
兼 京都大学公共政策大学院特別教授**

全国市町村国際文化研修所 (JIAM) における研修の御紹介



令和3年11月19日

全国市町村国際文化研修所 (JIAM) 調査研究部長
兼 京都大学公共政策大学院特別教授
羽生 雄一郎

JIAM (Japan Intercultural Academy of Municipalities, 全国市町村国際文化研修所) とは

- 市町村アカデミー（JAMP - Japan Academy for Municipal Personnel, 千葉市幕張）とともに公益財団法人 全国市町村研修財団の下で運営

JAMPとの共通実施研修も一部設置しているが、単なる東西の棲み分けではない

滋賀県大津市唐崎に立地

JR京都駅から15分

JR湖西線唐崎駅から徒歩5分

<https://www.jiam.jp/>



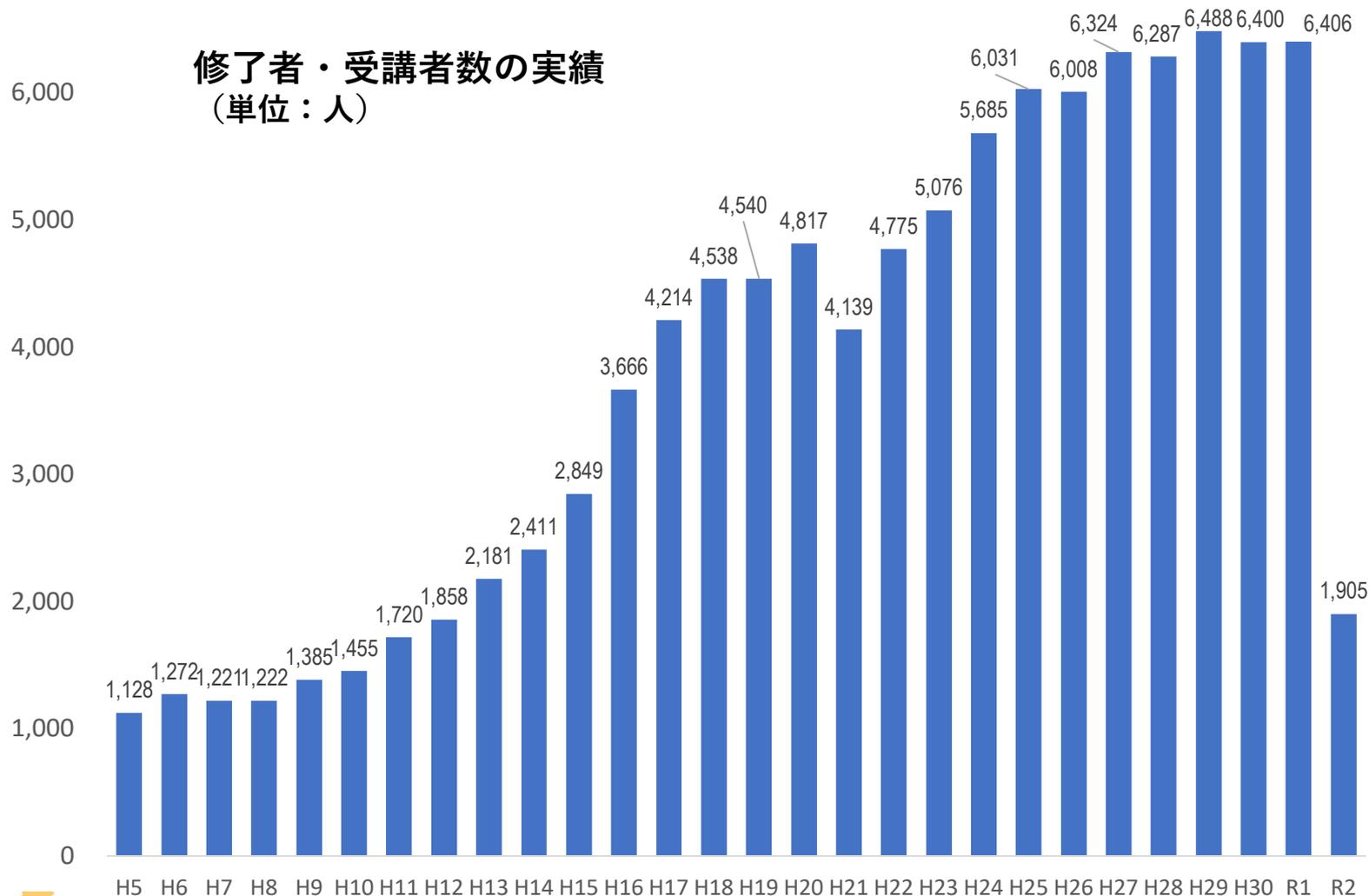
JIAMにおける研修の特徴

- 地方創生や人口減少をはじめとする自治体の様々な課題に対応できる職員等の人材育成のため、比較的短期間（主に2泊3日）でテーマを絞った政策実務研修を多く実施
- インバウンド観光の増大や在留外国人の増加などに伴い、当初からの特色である国際文化研修にも再び脚光
- 比較的少人数で演習方式を重視した研修も多い
- 他地域の事例を知るだけでなく、参加者相互の人脈形成にも資する
- 職員だけでなく、市区町村議員にターゲットを絞った研修も
- 総務省等との共催など、学・民・官の様々な講師陣により研修を充実
- 対面研修の重視は変わらないが、コロナ禍においては、Zoom等を活用したオンライン研修への振り替えも実施するなど柔軟に対応



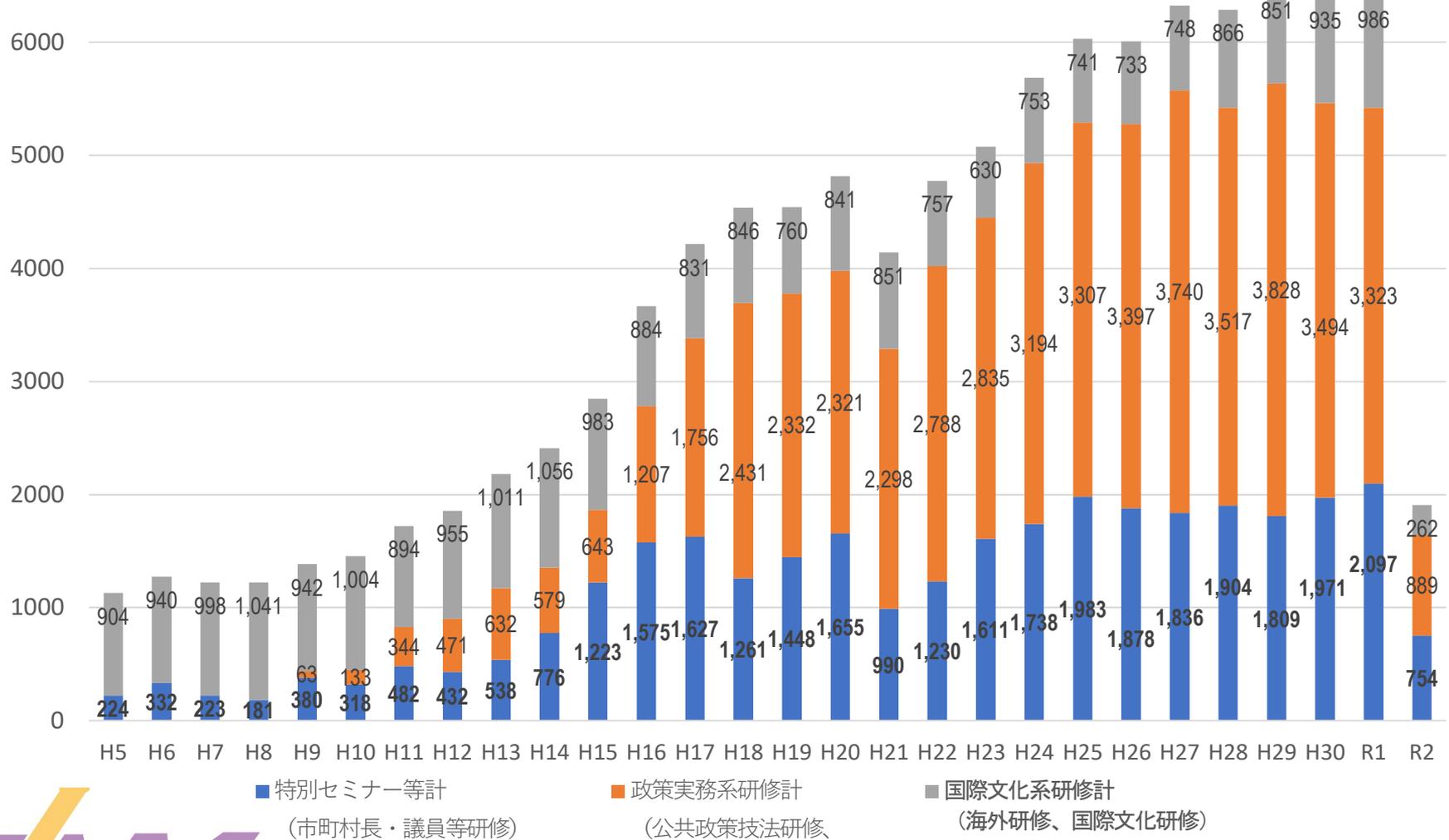
JIAMの受講実績の推移（1）

修了者・受講者数の実績
(単位：人)



JIAMの受講実績の推移（2）

研修体系別修了者・受講者数の実績



議会向け研修の例 (詳しくはHPをご覧ください)

令和3年度

市町村議会議員研修[2日間コース] 第2回「防災と議員の役割」

地震や記録的な豪雨、大型台風などによる自然災害は毎年のように各地で発生しています。加えて、新型コロナウイルス感染症への対応も求められる等、住民の命と生活を守るため、日頃から防災意識の向上、訓練や備え、助け合える関係づくり、また、行政との緊密な連携が改めて重要となっています。

本研修では、平時・災害発生時・復旧・復興期というそれぞれの段階において、議会や議員の果たすべき役割について考えます。

開催要領	日程	令和4年1月6日(水)～1月7日(木)(2日間)
	場所	全国市町村国際文化研修所 東京都より遠西約15分 最終駅下車徒歩約3分
	対象	市区町村議会議員の皆様 2日間全日程をご受講いただける方を対象とします。途中退席や一時帰席はできませんのでご注意ください。過去に本研修を受講された方も申し込みいただけますが、より多くの方に受講していただくため、申込人数によってはお断りする場合がございますので、ご了承ください。
	募集人数	60人 募集人数を大幅に超えた場合は、申込開始後に抽選をさせていただきますので、予めご了承ください(市区及び町村の区分における中心地区の人数により、受講者の人数を調整して抽選、決定します)。なお、受講者の決定については、他の研修、セミナーの申込み・受講の有無にかかわらず、本研修後で行います。

令和3年度

市町村議会議員研修[2日間コース] 「自治体財政の見方 ～健全化判断比率を中心に～」

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)に基づく健全化判断比率は、監査委員の審査を経て議会で報告のうえ、公表されています。また、財政健全化計画の策定が重要な場合は、議会の議決が義務付けられています。こうした状況において、地方議員には、財政状況を正しくチェックし、住民に説明するための能力が求められています。

この研修では、講義に加えて、指標の分析を行う演習も交え、健全化判断比率を中心に、自治体財政の見方を学んでいただきます。

開催要領	日程	令和4年1月13日(水)～1月14日(木)(2日間)
	場所	全国市町村国際文化研修所 東京都より遠西約15分 最終駅下車徒歩約3分
	対象	市区町村議会議員の皆様 2日間全日程をご受講いただける方を対象とします。途中退席や一時帰席はできませんのでご注意ください。過去に本研修を受講いただいたことのある方も申し込みいただけますが、より多くの方に受講していただくため、申込多数の場合は、初めて受講される方を優先させていただきます。ご理解をお願いします。
	募集人数	60人 募集人数を大幅に超えた場合は、申込開始後に抽選をさせていただきますので、予めご了承ください(市区及び町村の区分における中心地区の人数により、受講者の人数を調整して抽選、決定します)。なお、受講者の決定については、他の研修、セミナーの申込み・受講の有無にかかわらず、本研修後で行います。

令和3年度

第3回 市町村議会議員特別セミナー

日々めまぐるしく変わりゆく国内外の情勢の中で、地方議会の議員には、様々な行政課題について学び、施策を提案していくことが求められています。今回のセミナーでは、「福祉」というテーマのもと、各分野でご活躍の先生方から講演をいただき、今後のわがまちの未来と地方議会の議員に求められる役割について多角的に考えていただきます。多くの皆さまのご参加をお待ちしております。

開催要領	日程	令和4年1月24日(月)
	場所	ヤングアペラー～介護を担う子どもたち～ 成蹊大学文学部現代文化学科 教授 濑谷 智子氏 いま、見つめなおす「ひきこもり」～ひきこもり白書2021から見えてきたこと～ 一般社団法人ひきこもり白書 代表理事 林 恭子氏
	対象	令和4年1月25日(火) 子ども食堂と私たちの地域・社会 東京大学先端科学技術研習センター 特任教授 NPO法人全国子ども食堂センターむすびえ 理事長 湯浅 誠氏 コロナに負けない! 健康都市(ウォークアブルシティ)のまちづくり 筑波大学人間総合科学学術院 教授 久野 謙也氏
	募集人数	2日全日程をご受講いただける方を対象とします。 当日全日程を受講 150人 オンラインによる受講 50人 募集人数を大幅に超えた場合は、申込開始後に抽選をさせていただきますので、予めご了承ください(市区及び町村の区分における中心地区の人数により、受講者の人数を調整して抽選、決定します)。なお、受講者の決定については、他の研修、セミナーの申込み・受講の有無にかかわらず、本研修後で行います。

令和3年度

市町村議会議員研修[3日間コース] 地方議員のための政策法務 ～政策実現のための条例提案に向けて～

地域住民の代表である地方議員には、多様な住民ニーズに適切に対応した地域づくりに資するため、自らが政策を提案し、条例を立案する「政策法務能力」が求められています。本研修では、下記のポイントを中心に政策提案に必要な能力を養います。

開催要領	日程	令和3年8月18日(水)～8月20日(金)(3日間)
	場所	全国市町村国際文化研修所 東京都より遠西約15分 最終駅下車徒歩約3分
	対象	市区町村議会議員の皆様 3日間全日程をご受講いただける方を対象とします。途中退席や一時帰席はできませんのでご注意ください。令和2年度の本研修(令和2年6月19日～21日実施)を受講された方も申し込みいただけますが、より多くの方に受講していただくため、申込人数によっては、お断りする場合がございますので、予めご了承ください。
	募集人数	60人 募集人数を大幅に超えた場合は、申込開始後に抽選をさせていただきますので、予めご了承ください(市区及び町村の区分における中心地区の人数により、受講者の人数を調整して抽選、決定します)。なお、受講者の決定については、他の研修、セミナーの申込み・受講の有無にかかわらず、本研修後で行います。

令和3年度

市町村議会議員研修[2日間コース] 議会改革を考える ～先進事例に学ぶ住民参加・情報公開～

2006年に全道初の議会基本条例が制定されて以来、多くの地方議会が議会改革への取組に着手していますが、新型コロナウイルスによりこれまでの常態が通用しなくなった中、より柔軟性の高い議会のあり方が求められています。

本研修は、住民の関心を高め、二元代表制の一翼を担う議会としてさらなる役割を果たすために、以下について学び、各議会における改革の糸口を掴んでいただくことをねらいとして実施いたします。

開催要領	日程	令和3年11月4日(水)～11月5日(金)(2日間)
	場所	全国市町村国際文化研修所 東京都より遠西約15分 最終駅下車徒歩約3分
	対象	市区町村議会議員の皆様 2日間全日程をご受講いただける方を対象とします。途中退席や一時帰席はできませんのでご注意ください。過去に本研修を受講された方も申し込みいただけますが、より多くの方に受講していただくため、申込人数によっては、お断りする場合がございますので、ご了承ください。
	募集人数	60人 募集人数を大幅に超えた場合は、申込開始後に抽選をさせていただきますので、予めご了承ください(市区及び町村の区分における中心地区の人数により、受講者の人数を調整して抽選、決定します)。なお、受講者の決定については、他の研修、セミナーの申込み・受講の有無にかかわらず、本研修後で行います。

令和3年度

市町村議会事務局職員研修

地方分権の進展に伴い、地方議会を支える議会事務局の果たすべき役割も多様になり、事務局職員にも高い資質と能力が求められています。この研修では、議会の改革・運営等に必要となる基本的知識をはじめ、条例修正に必要な専門的知識を習得するとともに、議会事務局の取組に関する事例から地方議会のあり方について理解を深め、実務遂行能力の向上を図ります。

後援:全国市議会議員会、全国町村議会議員会

開催要領	日程	令和3年7月14日(水)～7月16日(金)(3日間)
	場所	全国市町村国際文化研修所 東京都より遠西約15分 最終駅下車徒歩約3分
	対象	市区町村議会事務局職員(主に業務経験年数3年以下の方を対象とします。) 3日間全日程をご受講いただける方を対象とします。途中退席や一時帰席はできませんのでご注意ください。
	募集人数	40人 募集人数を大幅に超えた場合は、申込開始後に抽選をさせていただきますので、予めご了承ください。なお、受講者の決定については、他の研修、セミナーの申込み・受講の有無にかかわらず、本研修後で行います。

注) 研修により対象者が限定されているほか、定員の上限等により希望者全てが受講できない場合があります。

オンデマンド型の「出前研修」も実施しています

- 1年半ぶりの出前研修を奈良県王寺町にて実施
 - テーマ「人口減少社会における議会の役割」
 - 王寺町議会議員の皆様方に加え、北葛城郡・生駒郡各町の正副議長の皆様方を含む23名の議員、さらには議会事務局の方々など総勢33名の皆様にご参加頂きました



R3.10.21 王寺町いずみスクエアにて

出前研修についての詳細は下記をご覧ください
<https://www.jiam.jp/workshop/demae.html>